平成２５年（再イ）第６号
秋田市泉北３丁目14番３号
再生債務者　佐藤　　彌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第５９号
横浜市磯子区森４丁目１番８―507号
再生債務者　地主　和仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第５０号
愛知県大府市共栄町４―15　アネックスオジメ１D、住民票上の住所石川県小松市西軽海町３丁目139番地
再生債務者　麻本　篤史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１５号
奈良市六条西１丁目12番８―２号
再生債務者　澤井　澄男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日　　奈良地方裁判所

平成２５年（再イ）第５号
福岡県久留米市上津町2049番地１
再生債務者　古賀　辰己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月22日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１０３号
札幌市南区石山２条８丁目１番30号　サクラダビル２Ｆ１号
再生債務者　金子　　茂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第５号
青森市妙見２丁目14番11号
再生債務者　木村　俊也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第６号
岩手県盛岡市向中野２丁目38―１　レオパレス夢204、住民票上の住所青森市妙見２丁目14番11号
再生債務者　木村さおり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第２５号
大阪府岸和田市行遇町１番地の373
再生債務者　小西　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月23日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年９月５日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓のうち、ハを次のとおり改める。

ハ　北関東オーライパス

⑴　割引をする自動車

⑵に定める期間のうち連続する最大３日間に、⑵(a)に定めるインターチェンジから⑵(b)に定めるインターチェンジまで往復し、⑵(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「首都圏発着型」という。）または、⑵(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額	
	首都圏発着型	周遊型
軽自動車等	5,200円	4,000円
普通車	6,500円	5,000円

⑵　実施する期間

平成25年９月14日から同年12月１日まで。

⑵　適用インターチェンジ

(a)　出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから柏インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(b)　周遊エリア

東北自動車道の館林インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで、関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから松井田妙義インターチェンジまで、常磐自動車道の谷和原インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の前橋南インターチェンジから佐野田沼インターチェンジまで及び都賀インターチェンジから水戸南インターチェンジまで、東水戸道路の水戸南インターチェンジからひたちなかインターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）のつくば中央インターチェンジから稲敷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジ。